

第1章 計画の策定に当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的等

本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、第5期計画から段階的に「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできました。今般の第9期計画期間中に、その年を迎えることとなりますが、高齢者を取り巻く社会情勢は複雑化かつ多様化し続けています。

また、令和22年（2040年）には、本市でも高齢者人口のピークを迎えることが見込まれる一方で、生産年齢人口の減少には歯止めがかからず、高齢者を支える担い手不足は深刻化の一途をたどっています。さらには、介護だけでなく、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性も高まっています。

このような状況においても、限りある資源で複雑かつ多様に増大する高齢者のニーズを支えていくためには、介護だけでなく、医療・住まい・社会参加など包括的な視点で地域を捉え、地域社会の様々な変化に安定的に対応し、これを維持できる社会を目指していくことが重要となります。

すなわち、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係性にとらわれず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野の壁を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の深化につながると考えます。

このことから、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るために、地域における状況やこれまでの計画において実施してきた事業の評価、今般の介護保険制度の趣旨等を踏まえ、『いつまでも健康で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるための地域共生社会の実現』に向けた「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の根拠と位置付け

(1) 法的な位置付け

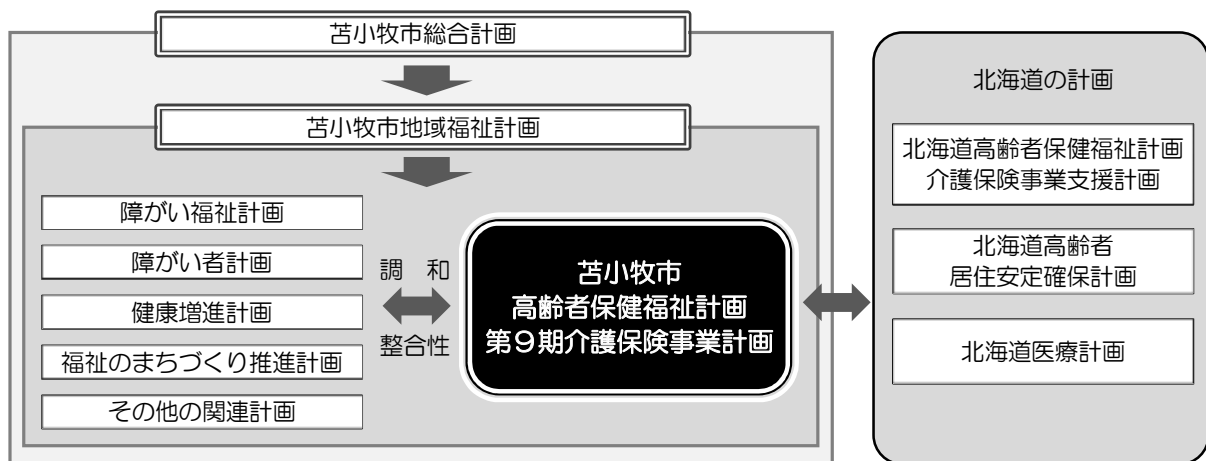
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定による市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定による市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

これらの計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項の規定により、一体の計画として策定しなければならないものであり、地域包括ケアシステムの推進を図るためには、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、上位計画となる苫小牧市総合計画及び苫小牧市地域福祉計画の方向性を踏まえて策定した計画です。

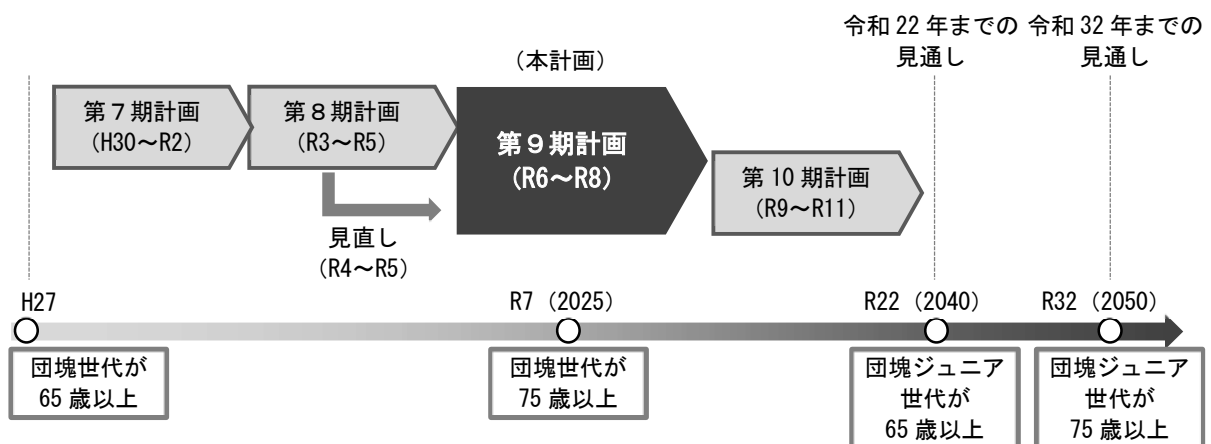
また、本計画と同時期に、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画及び北海道医療計画が策定されることから、在宅医療・介護の充実等による地域包括ケアシステムの推進が一体的に行われるよう、これらの計画との整合性の確保に努めています。



3 計画期間

計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 3 年間です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定により、3 年を 1 期として定めることとされています。



4 計画策定の方法

(1) 策定の方法

本計画の策定に当たっては、本市における高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行うため、庁内の関連部署との連携を図るよう努めています。また、関係団体の代表者、市民代表により構成される介護保険事業等運営委員会において、計画の方向性等に関する意見を受けています。

(2) 意向の把握

本計画の策定に当たり、令和4年12月から令和5年2月までの間に、市内の在宅で生活する高齢者や介護サービス事業所を対象として、5種類のアンケート調査を実施しました。

(第2章 2「アンケート調査結果の集計・分析の概要」を参照)

(3) パブリックコメント（意見募集）の実施

令和5年12月15日から令和6年1月19日までの期間、パブリックコメントを実施しました。